

特定商取引に関する法律の規定による不利益処分等の公表に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、特定商取引を公正にし、購入者等が受けることのある損害の防止を図るため、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。）第7条から第8条の2まで、第14条から第15条の2まで、第22条から第23条の2まで、第38条から第39条の2まで、第46条から第47条の2まで、第56条から第57条の2まで又は第58条の12から第58条の13の2までの規定（以下「法の規定」という。）に基づき、知事が販売業者等に対し指示、業務停止命令又は業務禁止命令（以下「不利益処分」という。）をした場合について、不利益処分を公表する際の公表事項、公表方法並びに不利益処分の名宛人以外の第三者を特定する情報を公表するときの判断基準を定めることを目的とする。

(公表に係る事項)

第2条 法の規定により、知事が不利益処分について公表する際の公表事項は、次のとおりとする。

(1) 不利益処分が指示又は業務停止命令の場合

- ア 当該指示又は業務停止命令をした年月日
- イ 当該指示又は業務停止命令の名宛人たる販売業者等の氏名又は名称（当該販売業者等が法人の場合には、代表者の氏名を含む。）及び所在地
- ウ 当該指示又は業務停止命令に係る販売業者等の行為の概要
- エ 当該指示又は業務停止命令の概要
- オ その他知事が特に必要と認める事項

(2) 不利益処分が業務禁止命令の場合

- ア 当該業務禁止命令の名宛人たる個人の氏名及び役職等
- イ 当該業務禁止命令の概要
- ウ その他知事が特に必要と認める事項

(特に必要と認める事項としての第三者情報の公表)

第3条 当該不利益処分の名宛人たる販売業者等の氏名又は名称等を公表するに際し、当該販売業者等のほか、当該販売業者等との組織的関係を有する第三者や当該販売業者等が消費者と行う取引において重要な役割を果たす関係にある第三者が存在するときは、それらの関係を総合的に考慮し、消費者被害の拡大防止等のために消費者に十分な情報を提供する観点から必要があり、かつ公表によって得られる消費者等の利益が公表によって被る当該第三者の不利益を上回ることが明らかであると認めるときは、当該第三者の氏名又は名称（当該第三者が法人の場合には、代表者の氏名を含む。）及び所在地並び

に当該販売業者等の行為への関与の方法について公表するものとする。

- 2 前項の規定により、公表事項に当該不利益処分の名宛人たる販売業者等以外の第三者を特定する情報が含まれる場合には、当該不利益処分を行う知事は、当該第三者に対し、あらかじめ、当該不利益処分をした際に公表することとなる当該第三者にかかる情報の内容を示して告知することとする。

当該第三者からかかる公表に対する反対の意見の表明があり、かつ、当該意見に正当な理由があると認める場合には、知事は、この意見を尊重し、当該第三者を特定する情報の公表については、一部又は全部を公表の対象から除くこととする。

なお、当該第三者に対する告知は、原則として、当該販売業者等に対し当該不利益処分に係る弁明の機会を付与する時点で行うこととする。

ただし、当該告知については、当該告知を行う時点までに当該第三者が存在しなくなり、又は所在が判明しない場合には、当該告知を行うことは要しないこととする。

(公表方法)

第4条 第2条又は第3条の規定により知事が公表する場合には、静岡県のホームページへの公表用資料の掲載、報道機関への資料の提供及び記者発表のほか、知事が特に必要と認める方法により行うものとする。

- 2 静岡県のホームページに掲載する期間は、当該不利益処分を行った日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日までとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年3月23日から施行する。
- 2 この要領は、この要領の施行の日以降に行う指示、業務停止命令及び業務禁止命令について適用する。ただし、第4条第2項の規定は、この要領の施行の日以前に行った指示、業務停止命令及び業務禁止命令についても適用する。